

令5日ス振共企第63号

令和6年1月23日

各学校・保育所等の設置者 殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター

理事長 芦立 訓

令和6年能登半島地震により被災した児童生徒等の学校又は保育所等
への受入れに係る災害共済給付制度の取扱いについて（通知）

日頃から独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付事業について、格別の御協力をいただきありがとうございます。

このたびの令和6年能登半島地震により被災した児童生徒等の学校又は保育所等（以下「学校等」という。）への受入れに係る災害共済給付制度の取扱いについては、下記のとおりですので、よろしくお取り計らい願います。

なお、このことについては、貴管下の学校等にも周知いただきますようお願いいたします。

記

1 被災した児童生徒等の一時的な受入れについて

被災した児童生徒等が在籍する学校等が受入先の学校等での活動等を自校の教育活動等と位置付け、在籍する学校等と受入先の学校等との間で文書等の取交しがされている場合は、その取交しの範囲内で、受入先の学校等での活動も在籍する学校等の管理下として取り扱います。

なお、非常時に鑑み、在籍する学校等と受入先の学校等との間で取交しが出来ない場合についても、災害共済給付の対象としますが、受入先の学校等の設置者は、在籍する学校等の設置者と連絡が取れ次第、取交しを行ってください。

2 受入先の学校等で災害が発生した場合について

受入先の学校等で災害が発生した場合は、在籍する学校等の管理下として取り扱うこととなりますので、請求行為が可能になった段階で、在籍する学校等の設置者から請求を行っていただくこととなります。

3 受入先の学校等に在籍することとなった場合について

一時的な受入れの予定であったが、そのまま、在籍することになった場合については、通常の転入者の取扱いと同様となりますので、通常の転入者に係る手続きを行ってください。

【日本スポーツ振興センター災害共済給付事業部連絡先】

担当課	担当地域	電話番号
仙台給付課	北海道・青森県・岩手県	022-716-2107
	宮城県・秋田県・山形県・福島県	022-716-2108
東京給付課	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県	03-5410-9162
	東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県	03-5410-9163
名古屋給付課	福井県・愛知県・三重県	052-533-7822
	富山県・石川県・岐阜県・静岡県	052-533-7823
大阪給付課	大阪府・奈良県・和歌山県	06-6456-3602
	滋賀県・京都府・兵庫県	06-6456-3603
広島給付課	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県	082-511-2956
	徳島県・香川県・愛媛県・高知県	082-511-2957
福岡給付課	福岡県・鹿児島県・沖縄県	092-738-8725
	佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県	092-738-8726